

クリエイターへの適切な対価還元に関する検討について

平成 27 年 2 月 13 日

1. 知的財産推進計画 2014（平成 26 年 7 月知的財産戦略本部決定）における記述

「知的財産推進計画 2014」（平成 26 年 7 月知的財産戦略本部決定）が策定され、クリエイターへの適切な対価還元の在り方については、下記の記載がなされている。

第 3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(2) 今後取り組むべき施策

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備)

- ・著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービスなどの新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度の出来る限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。

(短期) (文部科学省)

- ・クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

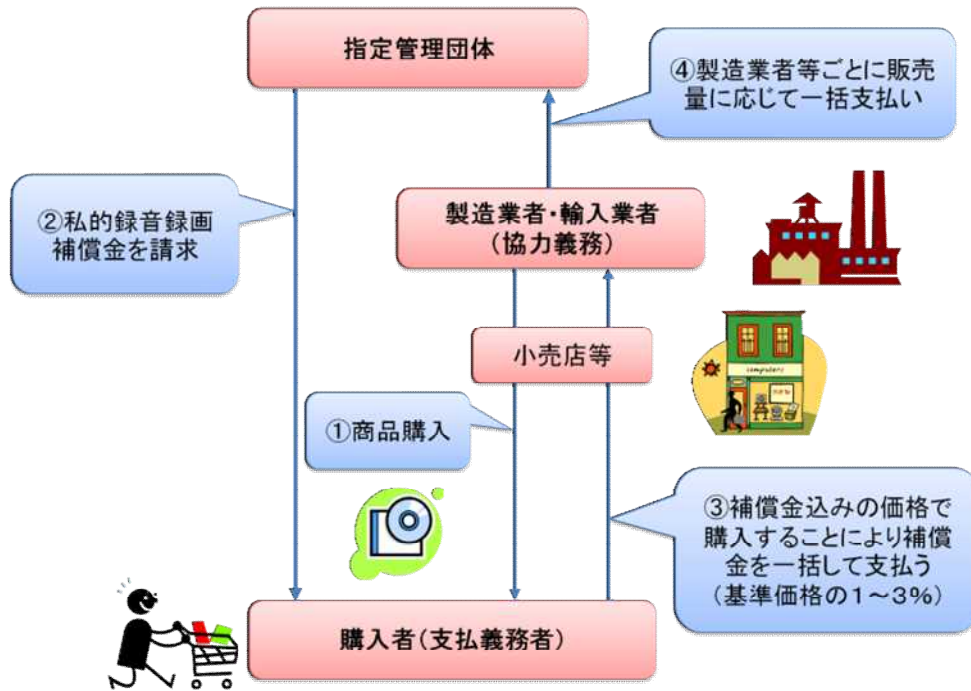
(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

2. 本課題に関する現状等

著作権法（以下「法」という。）上、著作権法施行令（以下「施行令」という。）で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととされている(法第 30 条第 2 項)。

補償金の実際の支払いは、メーカー等の協力により、デジタル録音・録画機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体（指定管理団体）に支払われることとなっている。

[私的録音録画補償金制度の概要]



録音・録画機器などの範囲を施行令で定めるに当たっては、録音・録画機器などの普及の状況や利用実態、著作権保護技術の有無・程度などについて検討されてきているが、現在、私的な録音・録画の際に利用されている機器の一部は現行施行令規定上の対象外となっている。

[現行の施行令で対象となっている機器一覧]

録音/録画	機器/媒体	商品種類	該当条文
録音	機器	DAT (デジタル・オーディオ・テープ) レコーダー	第1条第1項第1号
		DCC (デジタル・コンパクト・カセット) レコーダー	第1条第1項第2号
		MD (ミニ・ディスク) レコーダー	第1条第1項第3号
		CD-R (コンパクト・ディスク・レコーダブル) 方式/ CD-RW (コンパクト・ディスク・リライタブル) 方式CDレコーダー	第1条第1項第4号
	記録媒体	上記機器に用いられるテープ、ディスク	第1条の2第1項
録画	機器	DVCR (デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー)	第1条第2項第1号
		D-VHS (データ・ビデオ・ホーム・システム)	第1条第2項第2号
		MVDISC (マルチメディア・ビデオ・ディスク) レコーダー	第1条第2項第3号イ
		DVD-RW (デジタル・バーサタイル・ディスク・リライタブル) 方式 DVDレコーダー ※	第1条第2項第3号ロ
		DVD-RAM (デジタル・バーサタイル・ディスク・ランダム・アクセス・メモリー) 方式DVDレコーダー	第1条第2項第3号ハ
		Blu-ray Disc (ブルーレイ・ディスク) レコーダー	第1条第2項第4号
		記録媒体	上記の機器に用いられるテープ、ディスク

※ DVD-R、HD DVDも同様の技術仕様であり、同号の規定に含まれていると解されている。

私的録音録画補償金制度の見直しについては、平成18年に文化審議会著作権分科会に私的録音録画小委員会を設置し、3年にわたる検討を行ったが、関係者間の意見が対立した。

特に意見の隔たりが大きかったのは著作権保護技術と補償の必要性の関係についてであり、さらにタイムシフト録画・プレイスシフト録音と補償の必要性についても認識の相違が顕在化したこともあり、最終的な合意形成には至らなかった。

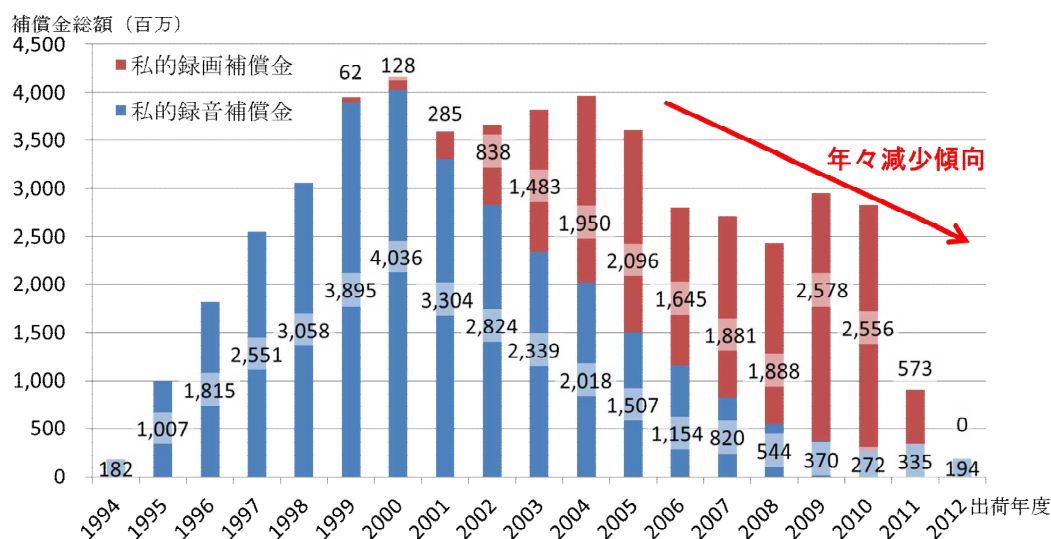
その後、平成21年11月、指定管理団体である（一社）私的録画補償金管理協会がアナログチューナー非搭載DVD録画機器からの補償金徴収を求め、（株）東芝に対する訴訟を提起したところ、平成23年12月、知財高裁は、アナログチューナー非搭載DVD録画機器は施行令第1条第2項第3号に該当しない旨判示し、請求は棄却された。平成24年11月、最高裁が上告を棄却したため、この判決内容が確定した。

[知財高裁判決（平成23年12月22日判決）の概要]

- ① 法第104条の5に規定する協力義務に製造業者等が違反したときに、その違反に至った経緯や違反の態様によっては指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定される。
- ② 私的録画補償金の支払い対象となるのは法第30条第2項所定の「政令で定める機器」（特定機器）であるところ、アナログチューナー非搭載DVD録画機器は、施行令第1条第2項第3号が追加された当時、デジタル放送波がそのまま録画機器に取り込まれ、著作権保護技術の情報等様々なデジタル情報が組み込まれる場合にこの要件がどのように解されるかについて等の議論がされないままであって、3号がデジタル放送のDVD録画を対象としたものと認めることはできないから、現行政令規定上、特定機器に該当しない。
- ③ 本件で法第104条の5所定の協力義務違反があるとするには、当該製品が特定機器であることが認められる必要があるため、一審被告（東芝）には協力義務違反ないし不法行為責任は認められない。

また、近年、私的録音録画補償金の総額は減少している。

[私的録音録画補償金の推移]



2012 年度出荷分の補償金の内訳は、録音については、CD-R が 53%、MD 機器が 25%、MD が 18%である。